

# ハローワーク通信

令和7年4月発行

## 今月号の内容

- ▶ 高卒求人の受付開始及び申込みについて
- ▶ 障害者の法定雇用率と除外率が変わります
- ▶ 令和7年度 雇用保険料率のご案内
- ▶ 労務管理の専門家の無料相談を受けてみませんか

## 柏崎公共職業安定所

〒945-8501

柏崎市田中26番23号

TEL (0257) 23-2140

FAX (0257) 22-9932

<http://www.worknavi.niigata-roudoukyoku.go.jp/kashiwazaki/>

## 高卒求人は6月1日から受付を開始します — 若い力を伸ばして企業力UPを! —

6月1日から、来春卒業予定の高校生を対象とした求人申込みの受付が始まります。  
時代を担う若い人材を確保するため、早期の求人提出をお願いします。

### 人材確保のポイント

当所では、6月20日までの求人受理分を「求人情報（第1報）」、6月21日～7月10日までの求人受理分を「求人情報（第2報）」としてとりまとめ、管内の就職希望者の高校生に配付する予定です。例年、高校生はこの「求人情報」に掲載されている求人内容を確認し、応募前職場見学等を経て、応募先企業を決定しています。

ほとんどの高校生が8月中旬には応募先を決定しますので、早期に求人申込みをしていただくことが重要です。

また、7月1日からは求人企業による学校訪問が解禁になります。その際に職場情報や求人内容をアピールすることも有効です。

時代を担う人材確保のため、高卒求人のお申込みをお待ちしております。



### <事前説明>

- 新規学校卒業予定者に対する求人申込み説明会の開催

日時 令和7年5月14日(水) 13:30～ 会場 柏崎市産業文化会館

※併せて、企業と高校就職指導担当教諭との名刺交換会を予定しています。

### 高卒求人の申込みの際は履歴書のパソコン入力可否を記載してください

◆ パソコンの普及により、大学生等の履歴書やエントリーシート等の応募書類の作成方法は、手書きではなく、パソコンによる作成が一般的になっています。高校生の履歴書についても、パソコンによる作成に御理解いただきますようお願いいたします。

◆ 履歴書の作成時間が短縮できる分、企業や職業研究、応募先の検討のための時間が増えることで、早期離職の防止に繋がることが期待できます。

### 求人申込時に確認をさせていただきます

ハローワークにおいて、高卒求人受付時に「履歴書の作成方法」を確認させていただきます。求人申込みの「選考方法」欄に、

「履歴書：手書き作成」、「履歴書：パソコン作成」、「履歴書：手書き・パソコン作成どちらでも可」のいずれかを記載いただくようお願いいたします。

※応募書類の作成方法によって採用選考の有利不利が生じることがないように願います。

# 障害者の法定雇用率と除外率が変わります。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、除外率の引き下げについてお知らせいたします。

## Point ①

障害者の法定雇用率が引き上げられます。(令和8年7月)

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

## Point ②

除外率が引き下げられました。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(令和7年3月末現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>

事業主・被保険者の皆さまへ

## 令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

### < 令和7年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>5.5/1,000</b>	<b>9/1,000</b>	5.5/1,000	3.5/1,000	<b>14.5/1,000</b>
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>6.5/1,000</b>	<b>10/1,000</b>	6.5/1,000	3.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<b>6.5/1,000</b>	<b>11/1,000</b>	6.5/1,000	4.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

## 労務管理の専門家の無料相談を受けてみませんか 人材確保に向けた労務管理の改善を支援します

ハローワークでは、事業主の行う採用、配置、職場定着、継続雇用、人材育成等の雇用管理に関する相談援助を通じて、労働者にとって働きやすい職場づくりを支援しています。

- ・ 人材の確保や定着につとめたい
- ・ 離職者を減らしたい
- ・ 従業員の健康管理やキャリア形成を支援したい
- ・ 快適な職場環境にしたい

こんなお悩みに、労務管理に関する**専門的な知識のある社会保険労務士等が事業所等にお伺いし、個別相談やコンサルティングを実施**します。

※ご相談は**無料**です。ご利用いただくには、**まずはハローワークにご相談**ください

### 専門家による支援の例

#### ■ 人事管理制度について

勤務形態、職務基準、資格制度、人事考課等

#### ■ 賃金体系について

昇給、昇格、資格手当等

#### ■ 教育訓練について

職種別、職位別等の研修体系の整備

#### ■ 福利厚生について

労働者住宅、福利厚生施設、健康管理、機器の導入等による職場環境の改善等

#### ■ 職場のコミュニケーション管理について

#### ■ 業務管理について

人員配置、業務プロセスの見直し等

#### ■ その他、労働者の雇用管理の改善等について

### お問い合わせ先

ハローワーク柏崎 事業所・学卒部門  
TEL：0257-23-2140